

栗山町若者移住促進事業

民間賃貸住宅家賃助成事業 Q&A

No.	内 容
助成対象者について	
1	<p>Q : 助成対象者の要件である年齢40歳未満や中学生以下の子と同居というのは、いつの時点が基準になりますか？</p> <p>A : <u>年齢については</u>賃借した住宅に居住した日、つまり住民登録をされた日(転入日)において判断し、<u>中学生以下の子と同居については申請時において判断</u>します。</p>
2	<p>Q : 助成対象者の要件である町内事業所に勤務する正規雇用というのは、どのように確認をするのですか？</p> <p>A : 正規雇用の確認については、勤務する事業所から発行される勤務形態の証明により、確認をいたします。</p>
3	<p>Q : 申請者と賃貸借契約の賃借人と違って対象となりますか？</p> <p>A : 本事業は町外に居住されている方が、町内の民間賃貸住宅を借りて、町内に居住される場合に賃借料の一部を助成するものですので、賃貸借契約の賃借人で、家賃を支払っている方が対象となります。賃借人が異なる場合は対象となりません。</p>
4	<p>Q : 現在、家族が私名義で借りている町内のアパートに住んでいて(栗山町に住民登録)、私は勤務の都合で町外に居住しています(町外に住民登録)。今回、町内の事業所に勤務することになり、町内の別なアパートに私も含めて家族で引っ越すことにしました。対象となりますか？</p> <p>A : 本事業は、町外に居住されていた方が町内の民間賃貸住宅を借りて、居住されることが要件となりますので、助成を受けられる方が民間賃貸住宅を借りて、居住されるのであれば、同居される家族の方が町内に居住されていたとしても、対象となります。なお、<u>助成を受けられる方</u>が転入日前3年間において、町内に居住されている(栗山町に住民登録)と対象にはなりません。</p>

No.	内 容
5	<p>Q : 現在、町外に住んでおり、今回、民間賃貸住宅を借りて、栗山町に居住しようと思いますが、半年前に栗山町に住んでいました。対象となりますか？</p> <p>A : 転入日前3年間は栗山町に居住していないことが要件となりますので、対象にはなりません。</p>
6	<p>Q : 町内のアパートを借りて、町外から引っ越して家族が居住しました。住宅の賃借人である私は1年後に居住する予定ですが、対象になりますか？</p> <p>A : 住宅を借りた方が居住することが要件となりますので、対象となりません。 なお、1年後にあなたが居住され、転入時において、他の対象者要件を満たす場合は対象となります。</p>
助成対象住宅について	
7	<p>Q : 対象となる住宅を教えてください。</p> <p>A : 対象となる民間賃貸住宅とは、町内にあるアパートや借家などです。 公営住宅や町営住宅、社宅など勤務している事業者から貸与されている住宅、社員寮、3親等以内の親族が所有している住宅は対象になりません。</p>
8	<p>Q : 親が経営するアパート等は対象となりますか？</p> <p>A : 申請者の3親等以内の親族が所有・経営するアパートや借家は対象となりません。</p>
助成金額・助成方法・助成期間について	
9	<p>Q : 助成金額の算出方法について教えてください。</p> <p>A : 月額助成額は次の算式で算出した額になりますが、単身世帯は月額1万円、 単身以外の世帯は月額2万円が助成限度額となります。 (月額家賃 - 2万円 - 住宅手当) × 1/2 = 月額助成額(千円未満切捨) ※月額家賃は賃貸借契約書に定められた賃料(家賃)をいいます。 共益費・管理費・駐車場使用料などは含みません。</p>

No.	内 容
10	<p>Q : 助成金はいつ、どのようにしてもらえますか？</p> <hr/> <p>A : 原則5月と11月の年2回、前々月までの家賃の支払実績に基づき交付します。ただし、最初の1回目の交付につきましては、対象者要件を満たした日から1年経過した以降の直近の支払月に交付することになります。交付の方法は、交付決定額の2分の1の額(千円未満切捨て)は「くりやまギフトカード」で、残額は指定された口座に振り込みいたします。</p>
11	<p>Q : 助成期間について教えてください。</p> <hr/> <p>A : 助成期間は、すべての対象者要件を満たした日の属する翌月から36ヶ月間となります。ただし、転入日から1年未満で転出した場合は、助成金の交付は受けられません。</p> <p>また、下記事項に該当した場合は、異動届出書の提出が必要となり、助成対象者の要件に該当しなくなったときは、資格の喪失となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①世帯員の構成に変更があったとき ②住宅の賃貸契約を解除したとき ③家賃の額が変更になったとき ④就業先、就業形態に変更があったとき ⑤その他申請の内容に変更があったとき
12	<p>Q : まだ助成金を受けられる期間ですが、手狭になったので違うアパートに引っ越し、家賃も高くなりました。助成金はどうなりますか？</p> <hr/> <p>A : 助成資格決定を受けた民間賃貸住宅と別な民間賃貸住宅に引っ越しをした場合には異動届出書を提出していただき、助成対象住宅の要件を満たす住宅であれば、変更となった家賃で助成額も計算され、助成を受けられます。</p>
13	<p>Q : 勤務している事業所から支給される住宅手当の額が変更となりました。助成金はどうなりますか？</p> <hr/> <p>A : 勤務先から支給される住宅手当の額が変更となった場合、「雇用形態及び住宅手当支給証明」で、変更となった手当の額を事業所に証明してもらい、それを添付して異動届出書を提出していただきます。変更となった月から変更後の手当の額で助成額が計算されることとなります。</p>

No.	内 容
申請等手続きについて	
14	<p>Q : 交付申請から助成を受けるまでの手続きについて教えてください。</p> <p>A : 申請から交付までの基本的な流れは、民間賃貸住宅の契約を締結され、栗山町に居住された後(栗山町に住民登録)に、助成資格申請書を提出し、まずは助成資格の決定を受けていただきます。なお、助成資格申請書は転入日から3ヶ月を超えると申請できなくなりますので、3ヶ月以内に行ってください。 その後、対象者要件を満たしたから1年以上経過した直近の支払月(原則5月・11月)の前月までに交付申請書を提出していただきます。 町では申請内容を審査し、交付額を決定し、助成金の交付を行います。 交付申請は助成期間中の支払月の前月までに毎回行っていただくこととなりますので、忘れずに行ってください。</p>
15	<p>Q : 交付申請時の添付書類や確認されることについて教えてください。</p> <p>A : Q14のとおり、助成期間中、年2回の支払月(原則5月と11月)の前月までに交付申請をしていただくこととなりますが、その際、住宅の貸主に証明してもらう「家賃支払額証明書」か、「支払った家賃の額が確認できる書類」を添付していただき、家賃の支払い実績などを確認させていただきます。 なお、家賃に未納があった場合は、未納だった月の家賃については助成はされないこととなります。また、助成資格申請時に提出いただいた同意書に基づいて、申請された方と同居されている家族の方の住民登録の状況や町税等の滞納の有無についても確認させていただきますので、町税等の滞納があった場合については、家賃を支払っていたとしても、助成はされませんので、ご注意願います。</p>
16	<p>Q : この助成金に税金はかかりますか。</p> <p>A : 助成金は一時所得であり、税の申告が必要となる場合があります。</p>
17	<p>Q : 助成資格決定を受けた後に、町内事業所を退職し、町外の事業所に勤務しましたが、1年後に、また町内事業所に勤務するようになりました。その間、住宅は変わらず町内の民間アパートに住んでいました。助成金はどうなるでしょうか。</p> <p>A : 町内事業所を退職した時点で、助成資格は喪失となりますので、1年後に町内事業所に勤務することになった場合でも、助成金を受けることはできません。</p>